第一法規法情報総合データベース

D1-Law.com

# 解説検索 Quick Guide

Version 1.0.1

このクイックガイドでは、具体的な事例をもとに、 解説データベースの基本的な利用方法を説明します。

1	基本画	画面説明編	
	1.1 検	索画面	
	1.1.1	横断検索画面	
	1.1.2	最判解説検索画面	
	1.1.3	法曹時報検索画面	6
	1.1.4	判例タイムズ検索画面	
	1.2 結	果表示画面	10
	1.2.1	検索結果一覧画面	10
	1.2.2	詳細画面	11
2	基本椅	食索編	
	2.1 あ <sup>.</sup>	るキーワードを含む解説を検索する	
	2.2 結	果を表示する	
3	便利な	こ機能説明編	
	3.1 解詞	説本文を読みながら判例・法令・脚注を確認する	

# 1 基本画面説明編

最初に、『解説検索』の基本的な画面について説明します。

『解説検索』には、検索画面として「横断検索画面」、「最判解説検索画面」、「法曹時報 検索画面」、「判例タイムズ検索画面」、そして、検索した判例を表示する「一覧画面」と「解 説詳細画面」があります。

(※「最高裁判所判例解説」と「法曹時報」の解説本文を閲覧するには、別途オプション契約が必要となります。「判例タイムズ」は別途の契約は不要です。)

#### 1.1 検索画面

#### 1.1.1 横断検索画面

横断検索画面は、任意のキーワード等の検索条件を指定して検索するための画面です。

	— A	
<b>-∰-</b> D1-Law.com	収録内容・更新情報 ログアウト	第一法規
ホーム 現行法規 現 う法検索 現行法規 駆歴検索	判例体系 法律判例文献情報 解說換索	マイページ
クリア 横断検索	最判解説 法曹時報 判例タイムズ 検索履歴	条件を保存
フリーワード検索 🕜 ご利用方法		絞込み
<b>フリーワード</b>		解除
w 産 民事再生 AND ▼	該当判例: 111件	
判例書註から検索する        参照法令	0件選択中 💼 📩 🔚 🖻 全選択 解説誌の新しい順 👻 簡易 📱	詳細
候補 系 の	□ 1 最高裁判所判例解説 民事篇平成23年度767頁	
裁判年月日 ◎和暦 ○西暦	法曹時報 65巻11号244頁	
	平成23年12月15日/ 最高裁判所第一小法廷/ 判決/ 平成22年(受)	新新田
裁判所 <b>候補</b>	第16号	
<b>事件番号</b> 平成 ▼ 年 ( ) 号	不当利得返還請求事件 磁要自判	
	最高裁判所民事判例集65巻9号3511頁_	
	【判例タイムズ判示事項】 会社から取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する銀行が、同会 社の再生手術開始後の取立てに係る取立金を銀行取引約定に基づき同会社 の情報の弁測に充当することの可否	
検索	□ 2 最高裁判所判例解剖 民事鬻平成23年度792頁 【 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	10
最近の検索 すべて表示(検索履歴)	法曹時報 66巻1号241頁	
【フリーワード】[AND][すべて、同意語]破産 民事再生 111件		詳細
【裁判年月日】平成23年01月01日から平成23年05月31	平成23年11月24日/ 最高裁判所第一小法廷/ 判决/ 平成22年(支) 第1587号	
日まで【裁判所】"最高裁判所第二小法廷"【出典】"最高 6件 裁判所民事判例集"	前渡金返還請求事件	
「此明節"。具本此明節第一十分至27月中間。「具本地明節	上告棄却	
民事判例集" 1254件	最高裁判所民事判例集65巻8号3213頁_ 「判100点イルゴ判に再通】	
【出典】"最高裁判所民事判例集" 4871件	メロルンレムへにないますな。 水気権な市場に機能である場合において共益債権である原債権を再生手続にようないで行使することの可否(②事件)	
【フリーワード】[AND][すべて、同意語]破産 民事再生 111件	□ <sup>3</sup> 最高裁判所判例解説 民事篇平成23年度705頁 <b>↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓</b>	
	法曹時報 66巻1号224頁	-
	判例など プロロロロロ 首	

#### A:解説検索メニューバー

解説検索のメニューを表示します。「横断検索」、「最判解説」などの各ボタンをクリ ックすると、それぞれの検索画面を表示します。「クリア」ボタンは、検索項目入力 エリア(B)の入力済みの検索条件を消去するボタンです。

#### B:検索項目入力エリア

検索項目を入力するためのエリアです。フリーワードでの検索の他、解説の紐づく 判例の書誌情報(参照法令、裁判年月日、裁判所、事件番号、出典、裁判官)で検 索することができます。

#### C:結果表示エリア

結果表示エリアには、検索前には各種お知らせを表示しています。検索を実行した 後には、その結果を表示します。

#### D:最近の検索エリア

最近の検索エリアには、直前に実行した横断検索の履歴(キーワードやヒットした 件数等)を5件まで表示します。「すべて表示(検索履歴)」のリンク文字列をクリ ックすると、「検索履歴」画面に遷移し、最大 100 件の検索履歴を検索実行日ごと に表示します。

#### 1.1.2 最判解説検索画面

『解説検索』では、個別の解説雑誌での検索を可能としています。判例解説誌の中でも、 「最高裁判所判例解説」について探せるのが、最判解説検索画面です。

	— A	
<b>-∰-</b> D1-Law.com	収録内書•更新傳統	ログアウト 第一法規
ホーム 現行法規 現行法規 感歴検索	判例体系 法律判例文献情報 解說検索	マイページ
クリア 横断検索	最判解説 法曹時報 判例タイムズ 検索履歴	条件を保存
フリーワード検索     Q ご利用方法     ▲       フリーワード     ロッ     フリーワード検索設定     連想器       破産     民事再生     AND     ■       法条目次     (())     ()     ()       解説註の論・頁を指定する     ●     ●	最近の刊例 ● すべて ● 半年以内 ● 1年以内 ● 5年以内 ● 平成元年以降 該当判例: 20件 ● 件選択中  ●  ▲  ■ ● 全選択 解説誌の新しい順 1 最高裁判所判例解説 民事論平成22年度376頁 注意時段 66巻10号147頁	
本通式     ●     + 小     ●     ●       解説者     ●     ●     ●       判例書誌から検索する     ●     ●     ●       参照法令     ●     ●     ●       #101     ●     ●     ●       #111     ●     ●     ●       #111     ●     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111     ●     ●       #111	<ul> <li>1909年ムズ1332号60頁</li> <li>平成22年06月04日/最高裁判所第二小法廷/判決/平成21年(受) 第284号</li> <li>自動車引渡請求事件</li> <li>破棄自判</li> <li>最高裁判所民事判例集64巻4号1107頁。</li> <li>[平]例タイムズ判示事項】</li> <li>目動車の売買代金の立智払をした者が、販売会社に留保されていた自動車の 所有権の移転を受けたが、購入者に係る再生手続が開始した時点で上記自動 車つご考済有者としての登録を受けていないときに、留保した所有権を別原権 として行使することの可否</li> </ul>	<b>3740</b>
事件番号 平成       年()       号         出典       候補       ●       号         裁判官       候補       ●       号         裁判官       候補       ●       号         裁判官       候補       ●       号         裁判官       候補       ●       号         参近の検索       すべて表示(検索周旋)       ●       ●         気近の検索       すべて表示(検索周旋)       ●       ●         「フリーワード][AND][すべて、同意語]誠度 民事再       20(+       ●       ●         「フリーワード][AND][すべて、同意語]誠度 民事再       40(+       ●       ●	2         最高裁判所判例猜觀,民事識平成22年度161頁 法暫時報 66巻4号127頁 判例タイムズ 1323号128頁 平成22年03月16日/最高裁判所第三小法廷/判決/平成20年(受) 第1202号           破疫債権指定異議事件 破棄差更し 最高裁判所民事判例集64巻2号523頁。           (計例タイムズ判示事項) 情務者の調査手続開始の決定(急、物上保証人が複数の被担保債権のうちの 一部の償権で行使することの可否	1 1 1 1 <b>1</b> 1740
호 20/件 도	3 最高裁判所判例解説 民事篇平成21年度295頁	

#### A:解説検索メニューバー

解説検索のメニューを表示します。「横断検索」、「最判解説」などの各ボタンをクリ ックすると、それぞれの検索画面を表示します。「クリア」ボタンは、検索項目入力 エリア(**B**)の入力済みの検索条件を消去するボタンです。

#### B:検索項目入力エリア

検索項目を入力するためのエリアです。フリーワード検索、法条目次検索、解説誌 の篇・元号・年度・頁を指定した検索の他、解説の紐づく判例の書誌情報(参照法 令、裁判年月日、裁判所、事件番号、出典、裁判官)で検索することができます。

#### C:結果表示エリア

結果表示エリアには、検索前には各種お知らせを表示しています。検索を実行した 後には、その結果を表示します。

# D:最近の検索エリア

最近の検索エリアには、直前に実行した最判解説検索の履歴(キーワードやヒット した件数等)を5件まで表示します。「すべて表示(検索履歴)」のリンク文字列を クリックすると、「検索履歴」画面に遷移し、最大 100 件の検索履歴を検索実行日 ごとに表示します。

#### 1.1.3 法曹時報検索画面

『解説検索』では、個別の解説雑誌での検索を可能としています。判例解説誌の中でも、 「法曹時報」について探せるのが、法曹時報検索画面です。



#### A:解説検索メニューバー

解説検索のメニューを表示します。「横断検索」、「最判解説」などの各ボタンをクリ ックすると、それぞれの検索画面を表示します。「クリア」ボタンは、検索項目入力 エリア(**B**)の入力済みの検索条件を消去するボタンです。

#### B:検索項目入力エリア

検索項目を入力するためのエリアです。フリーワード検索、解説誌の巻・号・頁を 指定した検索の他、解説の紐づく判例の書誌情報(参照法令、裁判年月日、裁判所、 事件番号、出典、裁判官)で検索することができます。

#### C:結果表示エリア

結果表示エリアには、検索前には各種お知らせを表示しています。検索を実行した 後には、その結果を表示します。

# D:最近の検索エリア

最近の検索エリアには、直前に実行した法曹時報検索の履歴(キーワードやヒット した件数等)を5件まで表示します。「すべて表示(検索履歴)」のリンク文字列を クリックすると、「検索履歴」画面に遷移し、最大 100 件の検索履歴を検索実行日 ごとに表示します。

# 1.1.4 判例タイムズ検索画面

『解説検索』では、個別の解説雑誌での検索を可能としています。判例解説誌の中でも、 「判例タイムズ」について探せるのが、判例タイムズ検索画面です。



#### A:解説検索メニューバー

解説検索のメニューを表示します。「横断検索」、「最判解説」などの各ボタンをクリ ックすると、それぞれの検索画面を表示します。「クリア」ボタンは、検索項目入力 エリア(**B**)の入力済みの検索条件を消去するボタンです。

#### B:検索項目入力エリア

検索項目を入力するためのエリアです。フリーワード検索、解説誌の号・頁を指定 した検索の他、解説の紐づく判例の書誌情報(参照法令、裁判年月日、裁判所、事 件番号、出典、裁判官)で検索することができます。

#### C:結果表示エリア

結果表示エリアには、検索前には各種お知らせを表示しています。検索を実行した 後には、その結果を表示します。

## D:最近の検索エリア

最近の検索エリアには、直前に実行した判例タイムズ検索の履歴(キーワードやヒットした件数等)を5件まで表示します。「すべて表示(検索履歴)」のリンク文字列をクリックすると、「検索履歴」画面に遷移し、最大 100 件の検索履歴を検索実行日ごとに表示します。

# 1.2 結果表示画面

#### 1.2.1 検索結果一覧画面

検索結果一覧画面には、各検索画面から検索した解説を一覧表示します。



#### A:一覧操作エリア

このエリアの機能を利用して、検索結果一覧に対して「絞込み」「印刷」「ダウンロ ード」「並べ替え」等の操作を行うことが可能です。 検索結果の件数もこのエリアに表示します。

#### B:検索結果一覧

検索した解説の基本的な情報を一覧表示します。 検索結果一覧画面の各解説をクリックすると、別ウィンドウが開いて解説詳細画面 を表示します。この画面には、各解説と紐づく判例の要旨や本文などの詳細情報を 表示します。

## 1.2.2 詳細画面



#### A:解説詳細画面ツールバー

前後の解説への移動や重要度表示、解説内検索、文字サイズ変更、印刷、ダウンロ ード等のアイコンを表示したツールバーです。

#### B:書誌情報表示エリア

解説と紐づく判例の ID や著名事件名、事件名、裁判結果などの、書誌情報を表示 するエリアです。「もっと見る」ボタンをクリックすると、ポップアップウィンドウ が開いて、より詳細な情報を確認することができます。

#### C:要旨・概要等/審級関連表示エリア

解説と紐づく判例の要旨・概要や審級関連の情報を表示するエリアです。「要旨・概要」タブをクリックすると判例の要旨や判示事項等を表示し、「審級関連」タブをクリックすると、審級関係にある判例の書誌情報を表示します。

#### D: 解説本文/判例本文/要旨表示エリア

解説本文や要旨、判例本文を表示するエリアです。「本文」ボタンをクリックすると 判例の本文を、「要旨」ボタンをクリックすると判例の要旨や紐づく体系を、「解説」 ボタンをクリックすると判例の解説を表示します。

# E:関連情報エリア

判例評釈や参照法令など、その判例に関連する情報を表示するエリアです。また、 「ふせんをつける」をクリックすることにより、その解説にふせんを付けることが できます。

※「ふせん」の詳細については、『共通機能クイックガイド』をご参照ください。

# 2 基本検索編

ここでは、解説の検索を行い、さらに検索の結果から実際の解説を表示する手順につい て説明します。

# 2.1 あるキーワードを含む解説を検索する

ここでは、「破産」及び「民事再生」の両方のキーワードを含んだ解説を検索します。ま ずは、フリーワード検索画面を表示して、フリーワード入力欄にキーワードを入力します。

# 手順

①横断検索画面を表示→②検索条件を入力→③検索を実行する



ます。

# 2.2 結果を表示する

検索を実行して、結果の一覧を表示します。

手順

①検索結果の一覧を表示→②一覧から解説を選択→③解説詳細画面で解説の詳細情報を表示



<b>-∰-</b> D1-	Law.com 解説検索			第一法規
	¢栾結果:1/111 🔽	重要度: !!!!!	ビット箇所移動 🔺 🕨	Q シンプル表示 A 音 🕹
平成23年 法廷/判論	12月15日/最高裁判所第一小 央/平成22年(受)16号	解説目次 ▼ 1/2 ▼ 本文 要旨	解説	<ul> <li>&gt;&gt;</li> <li>■</li> <li>二の判例の関連情報</li> </ul>
半小例ID	28175936	解説掲載誌 最高裁判所判例解説 民事篇 法曹時報 65巻11号 244首	平成 23年度 767頁 📙	<ul> <li>         ○ 単例評釈     </li> </ul>
事件名 裁判結果	不当利得返還請求事件 破棄自判	判例タイムズ 1364号 78頁		岡正晶·金融法務事情1937号9~11 012年1月10日
上訴等 出典	確定 最高裁判所民事判例集65巻9号			片困難·金融法務事情1937号12~1 2012年1月10日
	3611頁 裁判所時報1546号3頁.海	【33】会社から取立委任を覚けた約束手形につ 社の再生手続開始後の取立てに係る取立金格	透明事留置種を有する銀行か、同会 駅「取引約定に基づき同会社の債務	松原功·金融法務事情1937号14~1 2012年1月10日
もっと見る	5	の弁済に充当することの可否 平成22年(受)第16号 同23年12月15日第一小	% 廷判決 破棄自判	田路至弘、春木晋治·NBL969号4~ 012年1月15日
要旨・	概要 審級関連 🍄	第1審東京地裁 第2審東京高裁 民集65巻9- 〔判決要旨〕	号(511頁	岡正晶・金融・商事判例1384号1頁20 年2月15日
判示事項等	(判示事項]	会社から取立委任を受けた約束手形につき商 再生手続開始後の取立てに係る取立金を、法定	事 習置権を有する銀行は,同会社の 20 手続によらず同会社の債務の弁済	石毛和夫·銀行法務21.56巻2号67〕 12年2月
会社から取り 置権を有する	(委任を受けた約束手用につき商事留) 銀行が、同会社の再生手続開始後の	に充当し得る旨を定める銀行取引約定に基づき ができる。	, 同会社の債務の弁済に充当すること	東畠敏明·銀行法務21.56巻2号16- 頁2012年2月
取立てに係る 社の債務の	-取立金を銀行取引約定に基づき同会 +済に充当することの可否	<ul> <li>(補足意見がある。)</li> <li>(参照な女)</li> </ul>		谷健太郎・泰刊事業再生と債権管理20 号69~73頁2012年4月
▶ すべて表 要旨	<b>示</b>	民事再生法53条1項,2項,85条1項,商法53	21歳,手形法18条,77条1項1号,民	判例紹介プロジェクト・NBL979号11( 20頁2012年6月15日
1 会社力	ら取立委任を受けた約束手形につき商	次91染		永石一郎·金融·商事利例1396号8~ 頁2012年8月1日
● alia 開始後 生法5	1世に149、3381114、回去社の用生手統 1ここれを取り立てた場合にも、民事再 3条2項による別除権の行使としてその	〔解説〕 第1 事変の概要		野村間司·民商法雑誌146巻3号66~ 頁2012年6月
- सिएरोन-क्र	*協展すス−ンバで支 その取け金米	1 本件は、株式会社であるXが、銀行である>	1こちいて、Xから取立委任を受けた約	* * * ********************************

「PDF」アイコンを押下す ると、解説 PDF が別タブ で表示されます。



-@-D1	-Law.com 判例体系		第一法規
	検索結果: 1/3 🔽 重要度:	11111	Q シンプル表示 A 音 🕹
召和46年 判決/昭	- 1月21日/最高裁判所第一小法廷/ 和43年(オ)20号	<u>本文 要旨</u> 解説 解説目次 ▼	▲ ⇒>> 二の判例の問題連接報
·IMID	27000654	和11:58 #1:1 局高裁判所判例解释 民事幣 昭和 46年度 549百 M	- FI/4000
5件名	室明渡蒲求上告事件	HTERYSALS	
測結果	棄却		中段左·法字論集[西南字院人]5卷3~4号 79頁1973年3月 =
-訪等 1曲	確定 最高新到所民事到關係26巻1号26百	【57】占有移転禁止の仮処分決定に違反した占有の移転と本案訴訟 の帰すう	小倉額·法曺時報24巻10号149頁1972 年10月
	最高裁判所裁判集民事102号13頁等	昭和四三年(才)第二〇号、同四六年一月二一日第一小法廷判决、上 告襄却	松浦醫·民商法雑誌66巻6号208頁1972 年9月
60C94		第一審 東京地裁、第二審 東京高裁 集第二五巻第一号二五頁 (到)沖栗旨)	染野義信・続民事訴訟法判例百選(別冊ジ ュリスト36)62~63頁1972年3月
· 王 王	音・概要 審殺関連 🎴	不動産の執行更保管・占有移転禁止を命ずる仮処分決定に基づく執 行を営けた仮加公法務条が、方法官に違同「て第三者による対対日	森玲子·法学研究(慶応義塾大学)46巻7号 118頁1972年7月
<ul> <li>不動意</li> <li>決定に</li> </ul>	Eの執行吏保管・占有移転禁止を命ずる仮処分 基づく執行を受けた仮処分債務者が、右決定	た場合においても、仮知久債権者は、本案訴訟において、仮知久債権 キャットをあたす原告すこと、「の知久債権者」、本案訴訟において、仮知久債務	組川潔·法学論叢(福岡大)16巻4号383頁 1972年3月
に違反 仮処分	して第三者に占有を移転した場合においても、 う債権者は、本案訴訟において、仮処分債務者	着い古有観天で観聴することない、向人を被告として、小動産の引成よ たは明波を請求することができる。	邱聯恭·法学協会雑誌93巻1号125頁197 6年1月
の占本 動産の 2 不動産	9要失を顧恵することなく、同人を被告として、不 )引渡または明波を請求することができる。 ■ニ対するよよお除新茶にの仮処分に適同して	【参照条文】 民訴法七五五条、七五八条	納谷廣美・民事訴訟法判例百選<第2版> (別用ジュリスト76)102~103頁1982年
でも、 (仮処分 ても、) (失を主	していることではない。 「清弥者が第三者に当該不動産の占有を移転し 仮処分債務者は仮処分債権者に対し、占有該 消費することができない。	<ul> <li>(前能)</li> <li>一 事業の概要</li> <li>1 ×(原告: 被控紙・被上告人)は、本件建物(四階建の店舗業長</li> </ul>	5月 (計数本火) 西澤宗英・民事訴訟法判例百選(2) <新法 対応補正版 > (別冊ジュリスト146)402~ 403百 (1986年3日 (1987年45)
8 不動度 仮処タ 有を弾 者は、	の執行吏保管・占有移転禁止の執行を労けた う情務者が、右仮処分に違反して、不動産の占 三者に移転した場合においても、仮処分債権 本案訴訟において、仮処分債権	宅一様のうち一階部分)を所有し、昭和四〇年七月Aに対して一か月の 賃料五万二〇〇〇円でこれを賃貸し、Aは、以来同連物で飲食店を経 賞していたが、昭和四一年二月一一日以(被告・技術)、ト告人)に対し	28時後・民事執行・保全判例百選(別冊ジュ リスト177)256~267頁2005年8月【評 - 釈本文】
を醸成	することなく、同人を被告として、不動産の引渡・		2期瑞穂・民事執行・保全判例百選<第2版 *

「本文」「要旨」「解説」 の各ボタンをクリックす ることにより、本文/要 旨/解説を切り替えるこ とができます。

A 2	§索結果:1/8 🔽 重要度:	!!!!!		🔍 シンプル表示 A 🚖 🕹
昭和46年	1月21日/最高裁判所第一小法廷/	_	本文 要旨 解説	>>> (1)、(1)(例の関連情報)
判決/昭初	间43年(才)20号	解説目次 💌		ふせんを付ける
判例ID	27000654	解說揭載訪 最高裁判所判例解説 民事篇 昭和 46年度 549頁 人		▼ ¥II(AEFIR
事件名	室明度請求上告事件			+本中、计学经常(工大学)学士)に発行。4号
裁判結果	· 李 北			494本:法子講楽し四南子院人」の管3~4号

クリックすることにより、関連情報の表示/非 表示を切り替えることが できます。

						V				
-@- D1-	-Law.com 判例体系								第-	一法規
	検索結果:1/3 🔽 重要度:	!!!!!				Q	シンプル表示	A	<b>=</b>	ᆂ
昭和46年 判決/昭	E1月21日/最高裁判所第一小法廷/ 和43年(オ)20号	角辊脱目次 ▼	本文	要旨	解説	1				* <
判例ID	27000654	解說揭載誌 最尚有	成判所判例開稿 民事篇 9	(和 46年度 5	49頁 人					
事件名	室明濃請求上告事件									
裁判結果	棄却	【57】占有移転禁止の	仮処分決定に違反した占	有の移転と本語	案訴訟の帰す	õ				
上訴等	確定	昭和四三年(才)第二〇	号、同四六年一月二一日	第一小法廷判	決、上告棄却					
出典	最高裁判所民事判例集25卷1号25頁 最高裁判所裁判集民事102号13頁。等	第一審 東京地裁、第二 〔判決要旨〕	審 東京高裁 集第二五	巻第一号二五	頁					
<ul> <li>(1) 不動程</li> <li>(1) 不動程</li> <li>(1) 不動程</li> <li>(1) 定違反(の人方(の人方(の人方(の人方(の人方(の人方(の人方(の人方(の人方(の人方</li></ul>	■ 新要 審破限選 ■ 新要 審破限選 ■ の執行要保管・占有特點菜上を命する成処分 基づく執行を受けた仮処分情務者が、右次定 3.で満年当に占有特別なご供当にあいても、 情報者は、本家社がおいてし、公分情務者 現失を領慮することなく、同人を読者として、不 別はまたは可要な話することができ。	して第三者に占有を終発 度することなく、同人を結 (参照条文) 民訴法七五五条、七五 (解説) 一 事業の概要 1 ×(原告・被控訴人・ 年七月AIC対して一か月	記た場合においても、仮扱 皆として、不動産の引渡。 記八条 一被上告人)は、本件建物。 回貨料五万二〇〇〇円(	2分債権者は、 たは明濃を話 四階速の店舗 これを賃貸し	本案訴訟こお 請求することが 輸業居宅一様の 、Aは、以来同	らいて、1 できる。 刀うちー J建物で	仮処分債務者の。 階部分)を所有し 飲食店を経営して	5 有要 9 、昭和 2 、 1 、 た が	4を顧 90 、昭	
2 不動産 仮処分 ても、( 失を主	和語の学校をはあった。 本語語に学校をはありませんが、などの、 である。 「お話のご学校をはありません」 「お話のご学校をはなりません」 「お話のご学校をはなりません」 「お話のごがあった。 「お話のごかん」 「おざいたき」 「おこ」 「おこ」 「お話のごかん」 「おこ」 「おこ」 「おこ」 「おこ」 「おこ」 「おこ」 「おこ」 「おこ					I				
<ol> <li>不動震 仮処分 有を第 者は、 を翻慮</li> </ol>	40 執行更保管・占有移転禁止の執行を受けた 19務署者が、右坂巡分に違反して、不動虐の占 5三者に移転た場合においても、仮処分儘権 本案規定において、仮処分権務者の占有喪失 することなく、同人を被告として、不動虐の引渡		、Aは、「回辛八月八日秋日 )の執行をした。ところが、 「物をAIこ引き渡し、同日以 こ日)後に、本件建物を現 空で本に基づき仮知公のの	元(木 B・ 白有 f (は、同年七月 降本件建物の 町に占有するA 町(たちたい) 同	944余正の188  一八日AIC対  現実の占有を なを債務者として ロトIR8(+ いわ	地方(状) し右重( してい <sup>が</sup> て第二) <sup>((本)</sup> (本) (本) (本) (本) (本)	と、「ご時、同) 皆権譲渡契約を開 はい。Xは、第一番 次の仮処分決定( ま物をよ <i>声</i> 」てい	コノレロー 郭余する 夢の 口 静 ま二) を得 エ	いば 皆の 耕舗 乳同	Ŧ

# 3 便利な機能説明編

『解説検索』には、前編までに示した以外にも、様々な機能があります。ここでは、便 利な機能について紹介します。

## 3.1 解説本文を読みながら判例・法令・脚注を確認する

解説の詳細画面では、判例や法令の引用があった場合は、リンク文字として表示され、 リンク文字列をクリックすると、当該判例や法令を閲覧することができます。

また、文中に登場する「注」については、マウスを重ねると注の一部が表示され、クリ ックすると、注だけをまとめた内容を別ウィンドウで確認することもできます。



文中に引用されている判 例や法令は、リンク押下で 閲覧が可能です。

<b>解</b> 説目次 ▼	本文	要旨	解説			*	
決の法令違反等を主張する旨の上告題要書を当 (2) 以上の審理経過を見ると、次のとおり、本付 ア本件輸入未逐期は関税法140条 <sup>(3)</sup> (3)、よ 4巻7号745頁、大阪高判的和33年57 (注 法規精解上975頁、伊羅家・開税処罰が発) (489頁等。最二小決略和32年7月19日1長页) 解される <sup>(133)</sup> 。)、公訴提起(本件では新 <b>ずる</b> 。 となるものではない、。	審に提出した(上行 牛では,1,2審の計 り税関長又は税関 2) 同条1項では の規定による税関職 詰ち処分又は告発) 」とされている。 ことについて,前記	吉趣意書差出1 斥訟手続こ法。 織員の告発がi , 「犯則事件( 員の告発又は) 若しくは前条の なお,関税法 関税処罰法51	最終日は同月11 合違反があるとい 訴訟条件とされ ま,第137条たた 第138条第1項た の規定による税間 では開税法上の列 貢参照。また、	日であった。)。 いえる。 ているところ(名古屋高判昭和 し書(税関戦員の報告文は告 たし書石しくは第2項(税関 見尽の告発をまって、これを論 団が「税則事件」と称されて 税関長の補償が税関支募に言	26年6月15日高刑集 研究会編・関税 証式新成第5巻 としているものと E)自体が不通法	文「 ウ」 が:	中ス表
	1ることに /条/こし著(税関 5発)若しくは前条(	職員の報告文 の規定による利	は古光/の規定 説関長の告発を:	による税関範員の古充又は第 ミって,これを論ずる。」とされて	3138条第1項ただし ている。なお,関税法	m	
(注1) 第1番判決の認定した犯罪事実の要旨 1、被告 ようと企て、氏名不詳者らと共謀の上、平式21年E 国際空港において、シンガボール航空第19週1日 回路空港において、シンガボール航空第19週1日	人は、営利の目的 1月17日(現地時間 答乗するに当たり、	iで,みだりに, ),マレーシア 覚せい剤約1	覚せい剤を本ま 所在のクアラル 188gを隠匿した	▲ II ご輸入し ンプール ソフトスー ファミネテ			

文中に登場する「注」にマ ウスを重ねると注の一部 が表示されます。

G主1) 第1審判決の認定した犯罪事実の要旨は、被告人は、営利の目的で、みたりに、覚せい剤塔本邦に輸入したとなて、氏名不詳者らと共謀の上、平成21年6月17日(現地時間)、マレーシア所在のケアラルンラール 国際空港において、シンガボール統定第19個の活気するに当たり、覚せい剤約180%を短度したソフトスー ツケースを、同航空会社従業員にされ、34岡市博多区所在の福岡空港までの御内福託手荷物として運送委 記し、情を知らない作業員ら老して同ソフ・スーツケースを同航空御に活動させて同空港を出発させ、同日 (現地明智)、これをジンガボールよれ国前在のシンガボール・チャンギ国際空港に割着させ、情を知らない 作業員ら老して、これを同航空御いらジンガボール・好キンギ国際空港に割着させ、情を知らない 作業員ら老して、これを同航空御いらジンガボール・手ょンギ国際空港に割着させ、「格知られ」の同 18日午前7時55分頃、上記福町空港に第名させ、情を知らない 作業員ら老して、これを同航空御いけ考え込み、もって覚せい剤を本邦のに執たという。日、同空港内 所在の福町空港板関支署入国旅員検査働において、携帯品検査を受けるに開始、上記のとおり覚せい剤を 超風しているにもわかわらず、同支署税目標員において、その事実を秘して申告においまに同様査場を通過して、新入しこれならない。資本のある覚せい剤を輸入しようとしたが、同職員に発見されたため、その目的を送	
1743かったことにちものである。 (注2) 同条1項では、「犯則事件は、第137条ただし書(税関職員の報告又は告発)の規定による税関職員の告発 又は第139条第1項たたし書名には第2項(税関長の通告地分又は告発)若し(は前条の規定による税関長 の告発をまって、これを通うを。」とされている。なお、関税法では関税法上の犯罪が犯則事件」と称されて いることについて、前記関税処罰法51頁参照。また、税関長の権限が税関支署長に委任されることについ て、関税法107条、関税法施行令92条1項1号参照。	■ 「注」をクリックすると、注 だけをまとめた内容が別ウィ ンドウで表示されます。
(注3) 前記期税処罰法67頁には、告発が訴訟条件とされた趣旨に関し、「関税法においては、税関長又は税関幣 員に対して一定の場合に告発を義務付け、さらに、これを訴訟条件とする立法理由が問われればならないの であるが、それは、開税法上の犯則事件におしては適害処分の制度が説けられており、これが服用された 場合には一事不再理の効果が生ずることが認められているため、適害処分が履行されたにおわらず、同一 事件にざいく近ば提起が行われることを珍しする見地から、税関当局の意思が過き処分を行わず、直右ご利 事手続を求める場合、又は犯則者の通告処分不履行が明確になったことにより、税関長が改めて刑事手続 の間點を求める場合を検察官に明られにする心要があり、そのため税関長期に告発を義務付けるとともに、 税関長等の言を発色犯罪事件の訴訟条件としていなわけである。と記録おれている。なお、国税犯罪期後注 上の犯則事件について、税務署長等のなす告発が訴訟条件とされることについて、最大判認和89年11月26 日刑集19巻9号669頁参照。	

# 解説検索データベース 解説検索 Quick Guide [Version 1.0.1]

令和元年 6月 20日 第一法規株式会社 http://www.daiichihoki.co.jp/

お問い合わせは D1-Law.com サポートセンター TEL 0120-203-480 電話受付時間/9:00~17:30(土・日、祝日除く) E-mail: <u>support-d1law@daiichihoki.co.jp</u>

⑥第一法規